



榎谷町池谷	大谷	50の7 50の14から50の16まで 50の78 50の79 50の81から50の85まで 53の2 54 55 56の1 57の1 59の1 61の3 62の3	井吹台北町 4丁目
榎谷町寺谷	榎谷	1242の518 1242の733 1242の735 1242の737 1242の738	
伊川谷町井吹	東室谷	1131の153	
榎谷町福谷	五ヶ谷	29の34 29の36	井吹台東町 6丁目
	縁谷	168の27 168の28	
	三ッ松	174の2 175の2 176 177の9 177の13 177の15 177の16	
榎谷町寺谷	榎谷	1242の4 1242の5 1242の7 1242の94から1242の96まで 1242の327 1242の344から1242の352まで 1242の436 1242の458 1242の690 1242の736 1242の740	
榎谷町福谷	五ヶ谷	29の35	井吹台東町 7丁目
	縁谷	167の3 168の29	
榎谷町寺谷	榎谷	1242の741から1242の743まで	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の全部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成19年8月31日現在の地番である。

兵庫県告示第 24 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
福崎町	基盤整備促進事業	千束地区	平成20年1月15日から 同年2月4日まで	福崎町役場

兵庫県告示第 25 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市北区有馬町字乙倉谷1889の17、1889の18、1890の4から1890の6まで、1897の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 兵庫県告示第26号

平成17年兵庫県告示第206号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表寺内の項中「787番の一部」の右に「、795番から798番まで」を、「2020番」の右に「、2021番1、2022番の一部、2022番1の一部、2022番4の一部、2023番の一部」を、「783番1から783番2に至る地先の道路敷の一部」の右に「、796番から798番に至る地先の道路敷の一部」を加える。

## 兵庫県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 施行者の名称

尼崎市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

昭和32年建設省告示第296号阪神間都市計画下水道事業尼崎市公共下水道

## 3 事業施行期間

変更前 昭和32年3月28日から平成21年3月31日まで

変更後 昭和32年3月28日から平成24年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成11年3月2日兵庫県告示第315号の事業地に兵庫県尼崎市丸島町を追加する。

## (2) 使用の部分

平成11年3月2日兵庫県告示第315号の事業地から兵庫県尼崎市丸島町を変更し、兵庫県尼崎市平左衛門町を追加する。

## 兵庫県告示第28号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により次の特別指定区域を指定したので、条例第8条第5項において準用する条例第5条第8項の規定により、次のとおり告示するとともに、関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び太子町役場経済建設部街づくり課において縦覧に供する。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 特別指定区域の名称

下阿曾地区

## 2 特別指定区域に含まれる土地の区域

揖保郡太子町阿曾字西不毛、宮田、東不毛、塚の本、樋詰、西羅、屋敷田、荒神本、宮ノ前、横畑、土淵、向川原、道専、塚ヶ坪の各一部

## 3 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

## 4 指定年月日

平成20年1月15日

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人友愛こぶし  
イ 代表者の氏名 小 西 福 榮  
ウ 主たる事務所の所在地 丹波市春日町黒井1500番地  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人三田武庫が丘グリーンクラブ  
イ 代表者の氏名 河 野 薫 子  
ウ 主たる事務所の所在地 三田市武庫が丘6丁目2番地3  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、地域での各種園芸活動や、園芸を通じた地域福祉活動に関する事業を行い、地域の緑化・美化を図ると共に、その事業を通して団塊の世代の生きがい作りと地域住民交流の場の創設に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人尼崎ろうあ協会  
イ 代表者の氏名 岩 本 吉 正  
ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南七松町2丁目1番8号  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、その自立支援・社会参加を促進するため、聴覚障害者をはじめとする広く市民の福祉の増進に関する事業を行い、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人日本中国アジア経済戦略フォーラム  
イ 代表者の氏名 加 藤 弘 之  
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区森後町2丁目3番13-901号  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、日本と新華僑及びアジア等の人たちに対して、東アジア共同体創設に向けて、中国、アジアを経済・政治・歴史・文化の領域から実践的研究事業を行うと共に、その基礎になる同地域の人材養成を促進し、特に兵庫県と中国、東アジア諸国の華僑、華人と文化・学術交流や経済交流事業の促進及び相互理解と相互信頼を深めることにより、この地域の経済の発展、外交関係の増進、環境の保全及び平和と安定等に寄与することを目的とする。
- 5 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人アグリサポート三田会  
イ 代表者の氏名 三 宅 榮 史  
ウ 主たる事務所の所在地 三田市加茂290番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、農業者・消費者等あらゆる立場の地域住民に対して、農業の発展を支援する事業を行い、農業のもつ多面的機能についての理解を促進する活動を展開し、生命の根幹である食と農に対する関心を喚起することにより、自然環境及び優良農地の保全、及び特に子どもに対する食農教育活動と地産地消による農業生産活動の推進に寄与することを目的とする。

## 6 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人京都きもの塾和楽

イ 代表者の氏名 細見 みち子

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市春日町黒井1899番地1

## エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国民に対して、きものを中心とした和文化の普及振興に関する事業を行い、広く日本の伝統文化と芸術の伝承・振興・発展に寄与することを目的とする。

## 7 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路総合福祉カウンセリングセンター

イ 代表者の氏名 北國 寛徳

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市南町76番地姫路城陽ビル6F

## エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民を対象にし、心理学の研究及びカウンセリング技術を使った心のケア事業を行い、地域レベルの個々人の教育・文化水準の向上及び地域社会の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 8 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つつじ会

イ 代表者の氏名 岩本 眞千子

ウ 主たる事務所の所在地 加東市家原813番地の1

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する障害者の生きがいと仲間作りの場の提供など障害者の社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害に対する理解を広め、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 9 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ころをだっこ

イ 代表者の氏名 芹田 輝智郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区東白川台1丁目14番地の12

## エ 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、高齢者・障害者福祉を推進しながら、世代間の交流の活性化や育みあう・助けあうコミュニティーの形成を目指し、介護保険法事業、障害福祉サービス事業、生活の困り事に対する支援サービス事業を行い、幅広い世代の人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 10 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢の森作業所

イ 代表者の氏名 山口 憲行

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市立花町2丁目23番8号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援と社会参画促進に関する事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流の場づくり事業を行い、障害者の日常生活指導や訓練、また軽作業を通じて生き甲斐のある安心して働ける職場づくりとすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人PETS FOR LIFE, JAPAN

イ 代表者の氏名 邊見公雄

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大森町12番62号

エ 定款に記載された目的

この法人は、人間社会における動物に対する虐待や放置などのあらゆる苦痛を解消及び防止するため、助けを必要とする動物の救済、青少年及び一般市民に対する動物福祉精神の啓発と教育及び情報発信支援等に関する事業を行い、人間を含む全ての動物にとって人道的かつ恒久的な福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人絆

イ 代表者の氏名 瀬戸 叡智子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市御園町35番地公大尼崎ビル5階

エ 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人まで幅広い年齢層の地域住民の方々に対し、家庭の中の問題・子育て・人間関係等や学校や社会になじめない方とその家族への相談助言とカウンセリング、心のケアを行うカウンセラーのスキルアップのための研修や講習会の企画運営、及び他団体とのネットワーク構築による交流に関する事業を行い、精神面での健康の増進と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成19年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西障害者国際友好交流協会

イ 代表者の氏名 田山華栄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町3丁目19番23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、世界各国における障害者や障害者団体に対して、文化、芸術、体育、教育等分野での友好交流に関する事業を行い、障害者の社会復帰、平等参加を促進し、地域を越えたより広い社会へ草の根の国際友好交流に寄与することを目的とする。

#### 当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称

第25回全国菓子大博覧会・兵庫 姫路菓子博2008記念宝くじ

2 発売総額及び通数

50,000,000円 25万通

3 証票金額

1枚200円

4 発売期間

平成20年4月18日から同年5月11日まで

- 5 当せん金の総額  
発売総額に対して21,600,000円
- 6 売りさばき及び当せん金支払手数料  
発売総額に対して4,422,600円
- 7 その他発売経費  
発売総額に対して7,737,425円
- 8 受託申請期限  
平成20年1月22日

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県本庁舎で使用する電気予定電力量 10,315,763キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県本庁舎（第1号館、第2号館、議場棟、第3号館、別館、西館、災害対策センター）
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもって決定する。  
また、落札価格は、当該総価格の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、(1)~(6)に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日（平成20年1月30日）までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 当該電気事業者の発電に際しての平成18年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.555 kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下であること。

なお、この係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第10条第2項の規定に基づき公表される係数によるものとする。

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成20年1月15日（火）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画管理部管理局管財課 担当 高木  
電話 (078) 362-3110

### 4 入札参加申込書、入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書の提出期間

平成20年1月15日（火）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先

3(2)に同じ

#### (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成20年2月27日（水）午前10時から

場所 兵庫県第2号館11階企画管理部会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

#### (4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については平成20年2月26日（火）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月25日（月）午後5時までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

#### (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成20年1月30日（水）午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

#### (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象とな



る調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required :

Supply of electric power, 10,315,763kWh/1 year

(3) Fulfillment period :

From April 1, 2008 through March 31, 2011

(4) Location :

10-1 Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Hyogo Prefectural Government Buildings

(5) Deadline for tender :

10:00, February 27, 2008 by direct delivery

17:00, February 26, 2008 by mail

(6) Person to contact concerning the notice :

Mr. Takagi, Property Custody Division, Hyogo, Prefectural Government

10-1 Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 362-3110

~~~~~  
入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

ア 兵庫県第1号館、別館及び西館清掃等業務 一式

イ 兵庫県第2号館等、第3号館及び議場清掃業務 一式

- ウ 兵庫県公館及び本庁舎下山手分室清掃業務 一式  
エ 兵庫県災害対策センター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

上記(1)の業務件名ごとに次のとおりとする。

- ア 兵庫県第1号館、別館及び西館  
イ 兵庫県第2号館等、第3号館及び議場  
ウ 兵庫県公館及び本庁舎下山手分室  
エ 兵庫県災害対策センター

(5) 入札方法

上記(1)の業務件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、清掃業、総合管理業又は一般管理業のいずれかの登録をしている者。

ただし、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任し、神戸市長へ届出できる者であること。

なお、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続きを執ることを条件とする。

(6) 前記1(1)の業務件名ごとに、一契約の請負床面積が次の面積以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

- ア 20,000平方メートル  
イ 15,000平方メートル  
ウ 6,000平方メートル  
エ 2,000平方メートル

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画管理部管理局管財課 担当 田中  
電話 (078) 341-7711 内線 2548

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年1月16日（水）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

上記1(1)の業務件名ごとに次のとおりとする。

- ア 平成20年2月27日(水)午後1時30分 兵庫県第2号館11階B会議室
- イ 平成20年2月27日(水)午後2時00分 兵庫県第2号館11階B会議室
- ウ 平成20年2月27日(水)午後2時30分 兵庫県第2号館11階B会議室
- エ 平成20年2月27日(水)午後3時00分 兵庫県第2号館11階B会議室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業所若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年2月26日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年2月25日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した建物清掃が実施できることを証明する書類を添付して、平成20年1月30日(水)午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the services to be required :

- ① Hyogo Prefectural 1st Building and Annex and Hyogo Prefectural Building, West Wing : cleaning and other services
- ② Hyogo Prefectural 2nd Building and other facilities attached to the building and Hyogo Prefectural 3rd Building and Assembly Hall : cleaning services
- ③ Hyogo House and Hyogo Prefectural Building, Shimoyamate Branch : cleaning services
- ④ Hyogo Prefectural Building, Disaster Management Center : cleaning services

## (3) Fulfillment period :

From April 1, 2008 through March 31, 2011

## (4) Location :

- ① Hyogo Prefectural 1st Building and Annex and Hyogo Prefectural Building, West Wing
- ② Hyogo Prefectural 2nd Building and other facilities attached to the building and Hyogo Prefectural 3rd Building and Assembly Hall
- ③ Hyogo House and Hyogo Prefectural Building, Shimoyamate Branch
- ④ Hyogo Prefectural Building, Disaster Management Center

## (5) Deadline for tender :

- ① 13:30 27 February, 2008
- ② 14:00 27 February, 2008
- ③ 14:30 27 February, 2008
- ④ 15:00 27 February, 2008

The deadline for submitting tenders by mail is 17:00 26 February, 2008

## (6) Person to contact concerning the notice :

Mr.Tanaka, Property Custody Division, Hyogo Prefecture  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
TEL (078) 341-7711 ext. 2548

~~~~~  
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市荒井町小松原四丁目9番17、25番、28番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市荒井町小松原二丁目7番15号  
古田種明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年8月7日

## 兵庫県指令東播(建)第1-10号(19高砂)

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山陽西二見ショッピングセンター  
所在地 明石市二見町西二見駅前一丁目18番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 山陽電気鉄道株式会社  
代表者の氏名 天野 文博  
住所 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
(1) 変更前  
明石市二見町西二見1454番地  
(2) 変更後  
明石市二見町西二見駅前一丁目18番地
- 4 変更年月日  
平成19年9月15日
- 5 届出年月日  
平成19年12月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課  
(2) 縦覧期間  
平成20年1月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年5月15日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マイカル明石

所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称          | 代表者の氏名 | 住所                 |
|-------------|--------|--------------------|
| 神鋼不動産株式会社   | 藤川泰延   | 神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 池田輝彦   | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号   |
| 株式会社マイカル    | 川本敏雄   | 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 |

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	午前9時	午後10時
他29者	午前9時	午後10時

イ 変更後

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	午前9時 ただし、一年のうち 31日間は午前8時。	変更なし
他29者	変更なし	変更なし

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から翌午前1時まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前1時まで

ただし、一年のうち31日間は、午前7時30分から翌午前1時まで。

4 変更年月日

平成19年12月29日

5 届出年月日

平成19年12月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年1月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月15日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

辞 令

平成19年12月24日付

新玉正男  
中野加都子

齊木 崇人  
三木 久和  
牧野 松代  
大内 ますみ  
北原 昭夫

兵庫県土地利用審査会委員に任命する  
平成20年1月1日付

天宅 陸行

兵庫県監査委員に選任する

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第8号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年1月15日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

#### 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

#### 2 実施日時

- (1) 1級  
平成20年2月22日（金）午前9時から午後0時まで
- (2) 2級  
平成20年2月22日（金）午後2時から午後5時まで

#### 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号  
兵庫県警察本部別館8階 801会議室

#### 4 審査対象者

##### (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

##### (2) 2級

空港保安警備、核燃料物質等運搬警備、常駐警備、交通誘導警備及び貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

#### 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)

#### 6 審査の申請手続

##### (1) 受付期間

平成20年1月21日(月)から同年2月1日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)

##### (2) 審査定員

1級、2級ともにそれぞれ30人

##### (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

##### (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。)

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

##### (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

##### (6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

#### 7 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3046

### 病院局公告

#### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次の通り公示する。

平成20年1月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 前田 盛



- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
高機能患者シミュレータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年12月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

## 病 院 局 辞 令

平成19年12月31日付

(県立塚口病院診療部整形外科部長兼リハビリテーション科部長)

藤 井 正 憲

願により兵庫県職員を免ずる

平成20年1月1日付

木 村 素 子

兵庫県職員に任命する

県立姫路循環器病センター診療部麻酔科部長に補する